

第2次八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

| No. | ページ | ご意見                                                                                                                       | 市の考え方                                                                                                                                      | 修正の有無 |
|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 1   | 第5次総合計画の「ひとがつながり 未来につなぐ 緑豊かな笑顔あふれるまち やちよ」のスローガンが掲載されていないので、地域福祉計画がどこに該当するのか繋がりが見えません。P1に計画の法律の根拠を最初に記載できないでしょうか。          | 本計画は、P4に八千代市総合計画を上位計画とすることや、法律の根拠を記載しております。また、P37に本計画の基本理念として、八千代市総合計画の市の将来都市像の実現に向けて地域福祉活動を推進していくことを記載しております。                             | —     |
| 2   | 2   | 出典：市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドラインは、どこの機関がいつ定めたガイドラインなのか記載できないでしょうか。                                                       | ガイドラインは、国において社会福祉法の改正等に合わせて示されているものです。                                                                                                     | —     |
| 3   | 4   | 計画の位置づけの図は、国（厚生労働省等）の指針、法律等が記載されておりません。国の考え方も参考にしており、国の考え方も記載できないでしょうか。                                                   | 本計画は、社会福祉法に定められた市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に基づく計画です。なお、P4計画の性格に、社会福祉法に基づく計画であることを記載しております。                                                     | —     |
| 4   | 5   | 計画の期間の地域福祉計画（市）の第2次計画は、第1次計画に比較してバージョンアップ等を行った内容を分かり易く（赤字や下線等をひく）記載できないでしょうか。地域福祉活動計画についても同様です。                           | 本計画は、第1次計画の評価等を踏まえて、新たな計画を策定し推進するものです。第2次計画であることを強調し表記することとします。                                                                            | 有     |
| 5   | 6   | 社会福祉法第109条をP2に記載されている社会福祉法第4条第2項の趣旨と同じように要点を記載できないでしょうか。                                                                  | 社会福祉法109条は社会福祉協議会の設置の規程であり、P6に要旨を記載しているとおりです。なお、市と社協が両輪として地域福祉の推進を図っていきます。                                                                 | —     |
| 6   | 13  | 要支援・要介護認定者の推移の要支援（1～2）要介護（1～5）の定義（考え方）を資料編に記載できないでしょうか。その理由は、高齢者になれば要支援・要介護の対象者になる可能性が高くなります。要支援・要介護の知識を持てば健康寿命の延伸に繋がります。 | ここでは、高齢化が進んでいることで要支援・要介護の区分に関わらず介護が必要な方も全体として増えていることを説明しています。知識の普及については、今後、高齢者施策を推進する上での参考にさせていただきます。<br>介護度の定義については市ホームページやパンフレットをご覧ください。 | —     |
| 7   | 16  | 文書に記載されているパーミルの定義と％（パーセント）との違いを教えてください。                                                                                   | 注意書きとして、‰に（パーミル：人口千対）を補足しております。                                                                                                            | —     |
| 8   | 17  | 在住外国人口の状況に記載されている外国人が人口に占める比率は将来に渡り右肩上がりに上昇しますか。又は、本市の人口がピークを迎えると人口が減少をする予想であり、外国人も減少予想ですか。                               | ここでは、あくまでも在住外国人の増加に伴って、総人口に占める比率も増加傾向にあることだけを説明しております。P42（施策1）において、多文化を認め合う市民理解の促進に努めていきます。                                                | —     |
| 9   | 30  | 地域懇談会結果の概要に記載されている市内21か所の社協支会の所在地等を資料編に記載できないでしょうか。又、自分が住んでいる地域以外の社協を利用することは可能ですか。                                        | P30は、市内21か所の社協支会ごとに地域懇談会を行った結果の概要であり、P99「第7章地区別計画」にそれぞれの地域（社協支会）の概要を記載しております。なお、居住する地区以外の社協支会活動への参加も可能です。                                  | —     |

| No. | ページ | ご意見                                                                                                     | 市の考え方                                                                                                                                | 修正の有無 |
|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 10  | 31  | 主な意見に記載されているバス路線の廃止や減便に改善策として考えている内容(八千代台地区以外のコミュニティバスの復活)があれば記載できないでしょうか。その理由は、住んでいる地区に差があるのはおかしいからです。 | 行動手段の確保については、懇談会や計画策定推進協議会においても多くのご意見をいただいているところです。今後については、頂いたご意見も参考にしながら、P50(施策5)に記載している取組内容を進めていきます。                               | —     |
| 11  | 32  | 「八千代市ボランティア・市民活動推進センター」の所在地といつから活動を開始したのか記載できないでしょうか。                                                   | P18(3)に「令和5年4月より…新たに「八千代市ボランティア・市民活動推進センター」として…」と開始時期を記載しております。所在地につきましては、上記文章に「福祉センター内に」と追記いたします。                                   | 有     |
| 12  | 32  | 「福祉教育サポーターの養成」講座の今後の開催時期と過去の開催結果等の記載はできないでしょうか。                                                         | 地域福祉計画は施策の方向性を示しているため、記載しておりません。「福祉教育サポーターの養成」講座の今後の開催時期や過去の開催結果等は社会福祉協議会のホームページ等をご覧ください。                                            | —     |
| 13  | 33  | コミュニティバスの運行確保に関して、八千代台地区以外の運行に関してのスケジュール等も記載できないでしょうか。                                                  | 現時点で可能な取組内容をP50(施策5)に記載するとともに、ご意見については、取り組みを推進する中で検討していきます。                                                                          | —     |
| 14  | 34  | 令和6年度に開始された「重層的支援体制整備事業」の途中経過も記載できないでしょうか。                                                              | 令和6年度は重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備を行い、令和7年度に重層的支援体制整備事業を実施します。<br>P63～「第4章 八千代市重層的支援体制整備事業実施計画」において、これまでの市で取り組んできた事業の経緯や概要、今後の取組を掲載しております。 | —     |
| 15  | 59  | 「ゆいわの八千代」の所在地と活動内容等に関して記載できないでしょうか。                                                                     | 「ゆいわの八千代」は八千代市社会福祉協議会が担当し、P60にコラムとして概要を掲載しております。                                                                                     | —     |
| 16  | 67～ | 法第106条の4第2項第1号は、社会福祉法のことですか。名称をきちんと記載すべきと考えます。又、社会福祉法以外の法ならばその旨の記載できないでしょうか。                            | P63「重層的支援体制整備事業の概要」に、社会福祉法(以下「法」という。)の説明を記載しています。                                                                                    | —     |
| 17  | 68  | 市の福祉に関する主な相談窓口の図に記載されている直営(八千代市職員が自ら対応)・委託(民間や社会福祉法人等)の定義を記載できないでしょうか。市民からすれば、直営が望ましいです。                | 市の福祉窓口について、直営もしくは委託として、様々な観点から望ましい運営形態を検討した結果になります。市民に不利益が生じないよう相談窓口の充実を図っていきます。                                                     | —     |
| 18  | 69  | アウトリーチの言葉の意味を資料編に記載できないでしょうか。                                                                           | わかりにくい言葉や内容は、できる限り用語説明や注意書きを追記します。なお、アウトリーチについては(訪問活動)との記載を追記します。                                                                    | 有     |
| 19  | 74  | (仮)八千代市重層的支援体制整備事業実施要綱 構成員：1)と記載されている1)とは個人名を指すのか組織名を指すのかを記載できないでしょうか。                                  | 構成員の組織区分を掲載するものです。                                                                                                                   | —     |
| 20  | 82  | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」国の法律ならば制定した省等を記載できないでしょうか。                                                          | P82 成年後見制度の利用促進に向けて、下図に、出典：厚生労働省を記載しています。                                                                                            | —     |

| No. | ページ | ご意見                                                                                                                                                                              | 市の考え方                                                                                                                           | 修正の有無 |
|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 21  | 90  | 「八千代権利擁護連携支援センター」の所在地と令和6年4月からいつまでの期間となりますか。                                                                                                                                     | 「八千代権利擁護連携支援センター」は、令和6年4月に八千代市社会福祉協議会に市が委託して設置していることや、主な業務内容を記載しています。                                                           | —     |
| 22  | —   | 本文に出てくる社協とは、福祉センターのことですか。                                                                                                                                                        | 社会福祉協議会＝福祉センターということではありません。ただし、現在、八千代市社会福祉協議会が「福祉センター」の指定管理者として施設管理しております。                                                      | —     |
| 23  | 55  | ホームレスは差別用語等で使用せず、路上生活者に統一が世間の考え方と理解をしますが、八千代市の考え方があれば記載できないでしょうか。                                                                                                                | ホームレスは法律など国も使用している言葉であり、現時点で新聞やテレビ等でも使用しているとおり、市として差別用語とは捉えていません。                                                               | —     |
| 24  | —   | 地域のサロンについて、若者と交流したいとの意見がありますが、若者がお年寄りの中に飛び込むことは考えにくいです。介護などに興味がある若者が入るかもしれないが広がりはありません。また、ひきこもりの方が地域のサロンに来るとは到底思えません。ひきこもりという言い方が失礼で、こもりびとという言い方もあります。                           | 高齢者等の地域サロンについて、貴重なご意見として、今後の活動を推進する上で参考とさせていただきます。また、ひきこもりという言葉については、社会的な関りを回避している状態として用いており、現時点では一般的にわかりやすい言葉として使用しています。       | —     |
| 25  | —   | 若者は青春真っ盛りなので、地域のサロンに来てお年寄りと交流してくださいというのはちょっと違うと思います。少しオープンな場所にみんなが集えるようなシステムを作るべきです。若者と交流したいなら、お年寄りも若者に合わせる努力をすべきです。ふれあいサロンを全否定するつもりはないが、ひきこもりや若者との交流ですべて解決するような考え方には無理があると思います。 | 地域福祉を推進する中で、生きづらさを感じ、社会的孤立といった課題を抱える方々への支援にも取り組んでいくこととしています。その1つとして、地域の居場所づくりやサロン活動を推進することも大切と考えています。貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 | —     |

※お寄せいただいたご意見は、主旨を損ねない程度に要点をまとめてあります。